

フランスバカンス制度についての一考察 日本での長期休暇普及のために何を学ぶか

飯 田 芳 也

はじめに

1950年代からはじまった世界的な観光の大衆化とマスツーリズムの進展の中で、日本においても観光旅行者数は急速に増加し、その動向が国際的にも注目される存在となった。しかし、日本人の観光は、今なお観光先進国に比較して旅行期間の短さが指摘されており、とくに滞在型のゆとりある旅行の普及が今後の大きな課題とされている。最大の原因は、わが国の長期休暇制度が法制面で極端に世界の趨勢から遅れていることであるというのが一般的な理解である。また、実態としても、付与された休暇の取得率の低さ、休暇を取りにくい労働環境や、労働者自身の意識も問題視されている。行政や企業による様々な試みにもかかわらず、状況が大きく改善される兆しは見られない。観光先進国である欧州諸国、とくにバカンス制度で知られたフランスの例などは、我々には遥か遠い夢の世界のように考えられている。この小論では、フランスにおけるバカンス制度成立の経緯と発展の歴史的過程をたどり、次いで現在の両国の休暇の実態を比較検証して、日本の長期休暇実現に、フランスから学ぶことがあるのか考察したい。

I フランスのバカンス制度の沿革

1. 人民戦線内閣の誕生

1930年代初めにドイツやイタリアで全体主義が台頭し、反ユダヤ主義が表面化した。また、1929年ウォール街に始まった大恐慌による経済危機がヨーロッパにも波及し、フランスでも、工業・農業生産の落込み、失業者の増大が社会不安をもたらした。そうしたなかで、極右団体の動きが活発化した。この動きに、民主主義の危機を感じた知識人が先ず、反戦・反ファシズム運動に立ち上がり、結果として、ヨーロッパ各国で、当時対立的な関係にあった社会党と共産党の統一が、反ファシズムの旗の下に図られた。この左翼陣営の統一戦線が、人民戦線 (Front Populaire) である。「人民戦線は中産階級と労働者階級の同盟であり、政党を超えた広範な左翼結集の試みであった¹⁾」。

1936年4月の総選挙で人民戦線派が圧勝し、社会党のレオン・ブルム (Léon Blum) を首班とするはじめての左翼政権が誕生した。スペインとチリでも、人民戦線内閣が発足した。フランスの労働者は、この機会を捉えて、社会変革と労働者の権利の拡大を要求して、全国で大規模なストライキや工場閉鎖、デモを繰り広げた。200万人の労働者が仕事を放棄し、経済活動が麻痺した。経営者側は革命の様相を呈する前例のない労働運動の盛り上がりによって圧力を受けて、1936年6月7日、レオン・ブルムが主宰する会議で、労働組合代表との間で、労働者に多くの権利を与えるマティニョン協定に署名することになった。労働者の1年の労働に対して、2週間の有給休暇を付与する法律も、レオン・

ブルム内閣がおこなった多くの労働政策のひとつであった²⁾。

しかし、ブルム内閣の命は短かった。経済悪化、頻発するストライキ、極右の動きなどに加えて、同年7月に勃発したスペイン内戦への対応についての人民戦線内での亀裂が原因となり、レオン・ブルムは翌年6月に辞職することになる。人民戦線自体も僅か2年で歴史の舞台から退場する。その後、ファシズムが拡大し、ヨーロッパ大陸は第二次世界大戦へ巻き込まれていく。

2. 有給休暇の制定

(1) 背景と経緯

休暇は1936年からはじまったわけではない。すでに19世紀に、産業界の幹部や商店主は、夏の休暇を取る習慣があった。20世紀に入ると、給与の減額なしの休暇が、企業の中堅幹部、一部百貨店の従業員、公務員にも付与されていた。しかし労働者はこの権利を享受していなかった³⁾。上層ブルジョワ階級が、長期の休暇や外国旅行を楽しんでいたことは、20世紀前半の多くの文学作品(例えば、アンドレ・ジッド、マルセル・ブルースト等)を見れば明らかである。また、こうした富裕階級を対象にした海浜リゾート開発も進んでいた。例えば、19世紀後半には、英仏海峡に臨むトルビルの浜辺はすでにしゃれたリゾートであり、パリから鉄道に乗って訪れ、夏や冬に1シーズンを過ごす人々の姿が見られた⁴⁾。

ヨーロッパのほかの国での有給休暇制度の実施はフランスより早かった。そのうちでも、全体主義国家での労働者を対象とした政治的な休暇制度がよく知られている。ムソリーニは、1925年に「自由時間を活用して、労働者を肉体的に、知的に、道徳的に鍛錬するために」、鉄道旅行やアドリア海への団体旅行を、割安料金で実施した。1933年にはナチスドイツでも同様な趣旨の団体による休暇旅行が実施された⁵⁾。

一方、フランスでは、1930年代でも、工場労働者は1日15時間働き、休みは日曜だけだった。工場によっては、年に1~2週間休業したが、この期間は無給で、労働者にとっては収入減少であり、歓迎するものではなかった。

1925年には、有給休暇制度案が国会に提示されたが、上院で拒否された。当時の経済不況を理由に、経営者は有給休暇を敵視していた⁶⁾。

(2) 有給休暇は優先課題ではなかった

1936年の時点でも、有給休暇は労働者の関心事ではなかった。有給休暇は、人民戦線の当初の選挙公約にも入っていなかったし、共産党も要求することは考えていなかった。労働者の関心は、給与削減なしの、労働時間の短縮であった。「何も仕事をしない時間に給与を払う」という概念が労働者にもなかった。休暇や旅行は、贅沢で、労働者とは無縁なものと看做され、旅行をしたり、博物館や古い城を見学すること、家族が集まったの社交などは、ブルジョワと中産階級の文化であり、労働者は反感を抱いていた⁷⁾。

それでは、どういう過程で、有給休暇が制度として制定されたか。6月7日のマティニョン協定で締結されたのは、①労働組合活動の自由とスト権付与を含む集合労働協約、②10名以上の企業での従

業員代表選出③平均12%の賃上げであった。これを追って、この年の夏に多くの法案が国会に提出され可決された。これらの法案のひとつとして、当初話題にもならなかった有給休暇が提案された。6月8日から9日にかけての夜半、当時の労働局長であったシャルル・ピックナール（Charles Picquenard）が起草したといわれる⁸⁾。彼は、1925年以来、休暇法案に関わっていた人物とされるが、誰の指示によるものかは詳細不明である。法案は、短い議論だけで、下院で6月11日、563対1で可決、上院でも、6月17日、295対2で承認された⁹⁾。内容は、1年間の継続した労働に対して15日間（12労働日に3日間の日曜と祭日）、6ヶ月労働の場合は6労働日が、有給で与えられるというものであった。この休暇は7月14日から8月31日の間に行使しなければならない。ここで、注目すべきは、有給休暇は、労働者の権利であるが、雇用者にとっては、与えることが義務である点である。

（3）労働者の反応

突然、有給休暇を与えられた労働者の反応は複雑なものであったらしい。直ちに、その年から多くの労働者が休暇旅行に出かけるという状況ではなかった。第一には、経済的な問題があり、また、心理的にも、これまで敵対視していたブルジョワ文化が突然与えられた困惑も充分想像できる。現実には休暇をどう過ごしていいかもわからなかった。休暇が制定されて、「その日からこれまでの習慣が魔法の杖の一振りで一変するようなものではなかった」。しかし、否定的な反応だけだったとは言えない。休暇がただちに旅行に直結することはなくても、休暇を利用して、両親を訪ねたり、家族で日曜日の郊外ピクニックに出かけることはこれまでより多くなった。休暇の間に、友達の仕事を手伝って、多少の現金収入を得る労働者もあった¹⁰⁾。そして、この年の8月1日には、駅や道路に、これまで見かけなかった「労働者の群れ」が出現した。自転車で出かける姿も多く見られた。中年の夫婦者らしい男女が、二輪車（Tandem）に荷物を積んで、海岸らしい道路を走る姿、あるいは、自転車で荷物を載せた荷台を牽引する姿等、多くの写真が残っており、この年のフランスの夏の光景が変貌したことが想像できる¹¹⁾。

当然ながら、ブルジョワ階級の反発もあった。これまでの自分たちだけの聖地であった海浜リゾートにある日、突然、「ハンチングをかぶった下劣な連中」が大挙しておしかけたのである。行く先を変えたり、大衆の多い夏を避けて冬に出かけるなど、彼らの休暇の習慣にも影響を与えたことは想像に難くない。

（4）政府の振興策

レオン・ブルム政権は、法律を制定しただけではなかった。労働者の休暇を支援する休暇振興策を直ちに実施した。中心的な存在は、余暇・スポーツ担当政務次官のレオ・ラグランジュ（Léo Lagrange）であった。彼は、労働しか知らなかった階級に余暇のある生活スタイルを教えようとした。法律制定後直ちに、彼はフランス国鉄の有給休暇切符（Billets Populaires de Congé Annuel）（通常の40%の料金）を制度化した。短期間で準備されたにもかかわらず、36年の夏には56万人が利用したが、翌年の利用者は180万人となった。日帰り用の日曜切符（Billet Bon Dimanche）も制定された。

また、青少年が低価格で利用できる施設であるユースホステル (Auberge de jeunesse) は、フランスでの最初の専用ホステルが開設されたのは 1929 年であったが、レオ・ラグランジュは、その普及のための援助を惜しまなかった。1934 年に 40 しかなかったユースホステルは、1936 年には 117、38 年には 300 と急速に増えた¹²⁾。さらに、貧しい家庭の子供たちの健康増進を目的とする林間 (臨海) 学校 (Colonie de vacances) も、両大戦間に広く普及したが、この背後にも人民戦線内閣による補助金交付や人材育成などの支援があったとされる¹³⁾。

しかし、ヨーロッパはこの後、長い戦争の時代に突入し、本当の意味で休暇が普及するには、第二次大戦後の 1950 年代まで待たなければならなかった。その意味で、人民戦線内閣による、有給休暇の制定は、この時期においては「象徴的なものであった」とする見方が一般的なようである。

3. 有給休暇制度のその後の変遷

1936 年以降、有給休暇が現在の 5 週間になるまでの変遷を簡単に述べる。有給休暇はその後、何度かの法改正で期間が延長され、普及が進むが、この時期は、第二次大戦後の、ツーリズムの大衆化と拡大が急速に進展した時代であったことは言うまでもない。

(1) 1956 年 有給休暇 3 週間 (18 日)

1955 年、ルノー公団では 18 日間休暇が与えられた。当時すでに 100 万人が 3 週間休暇を享受していたと言われる。56 年にギー・モレ (Guy Mollet) 政権により法制化された。

(2) 1969 年 有給休暇 4 週間 (24 日)

これに先立ち、ルノー公団他国営企業が先導して 4 週間休暇が実施されていた。69 年に、ポンピドゥウ政権が法制化した。68 年の「パリ革命」とドゴール大統領退陣後の、経済振興策であったと考えられる。

(3) 1982 年 週 39 時間労働 有給休暇 5 週間 (30 日)

1981 年にミッテラン政権が誕生している。しかし、この法改正の背景には、社会党政権としての労働者の労働条件改善以上にワークシェアリングの思想があった。退職年齢も 65 歳から 60 歳に引き上げられた。1 ヶ月の労働にたいして 2.5 日の休暇であり、1 回の休暇は 24 労働日を越えてはいけなく、5 週間目は離してとらなければならないと定めた。

(4) 1998 年 週 35 時間労働 (オブリ法)

有給休暇ではなくて、労働時間短縮であるが、休暇にも関係するので、取り上げておく。多くの議論を呼び、現在も様々な意見がある改定であった。この年の国民議会総選挙では、社会党を中心とした左派連合が勝利を収めた。大統領が保守のシラクで、首相が社会党のジョスパンという保革共存政権であった。1997 年の失業率は、12.4% と危機的状況にあり、オブリ雇用連帯相は、時短によるワー

クシェアリングで雇用創出を目指した法案を提案した。すなわち、週 39 時間で 10 人雇用すれば、延べの労働時間は 390 時間であり、週 35 時間なら 11 人で 385 時間となり、ひとり分の雇用が生み出されるという理論である。当然ながら経営側からは強い反対があったが、長い議論の末、通称オブリ法が制定された¹⁴⁾。ここで、注意すべきは、労働時間減少は、給与が減ることであり、労働者にとって給与か労働時間減少かどちらを選ぶかという選択になるわけで、給与が減っても働く時間が減るほうを選ぶという判断を世論がしたことになる。年間休暇はすでに 5 週間が保障されており、それでも、給与より休暇を選択したことにフランス人の労働と余暇に関する姿勢が垣間見られる。その後フランスの失業率は改善傾向にあり、2007 年 7 月で 8.0%（国立統計経済研究所 INSEE 発表）であるが、経営側はいまだに、35 時間制の廃止を強く求めており、2004 年には保守党政権の下で、経営者からの強い要請に応じて、35 時間制の緩和の方向での検討がはじまっている。

（5）現在の状況

ここまで見てきたように、1936 年の制定以来、有給休暇は拡大の一途を辿り、並行して、労働時間も短縮された。しかし、労働者の権利として制定されたこの制度が、近年は、経済振興と失業対策のためのワークシェアリングという側面を強く反映している事を看過してはならない。

今年 2007 年に大統領となったニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）は、「もっと働いてもっと稼ごう」（「Travailler plus pour gagner plus.」）の標語を掲げている。35 時間労働や有給休暇制度についての発言はまだないようだが、フランス人の購買力を高めるためには、働く意欲のある人が働ける環境作りだと主張している。その方策として、現在、徹底的に罪悪視されている残業労働に関する会社負担経費と税金の免除を提案し、意欲のある労働者が残業をおこなうことを推奨している。

II フランスのバカンスの現況

フランスにおけるバカンスの現況を、経済財政雇用省観光局（Direction du Tourisme, Ministère de l'Economie, des Finances et de l'Emploi）発表の 2007 年統計を基に紹介したい。この統計は観光局が、調査会社 SOFRES に委嘱して、毎月、15 歳以上の 2 万人のフランス在住者（国籍に関係なく）を対象に、休暇旅行に関しておこなう調査を集約したものである。分類上の短期滞在は 1～3 泊、長期滞在は 4 泊以上としている。また、数値は 2006 年のものである。

冒頭の総括では、全体としては前年 2005 年の傾向が継続しており、目だった動きとして、①短期滞在の増加傾向が継続する一方、長期滞在の期間は変わらない、②商業的宿泊施設の利用が増加、③休暇中の様々な活動の増加を挙げている。

1. バカンス取得率

フランス語では、正確には Taux de départ（バカンスへの出発率）という表現であるが、ここではわかりやすく、取得率とした。2006 年に、1 泊以上の休暇旅行を少なくとも 1 回以上した人は全人口の 73.5%となる。1997 年以来、10 年間の推移を見ると、72～75%の間を変動しており、ほぼ同じ

水準にあることがわかる。短期と長期に分けて見ると、短期で 46.3% (2002 年で 43.3%)、長期で 63.9%(2002 年で 66.1%) であり、長期から短期への緩やかな移行が見られる。

なお、過去の推移をやや長期的に振り返ってみると、長期滞在の 1964 年の取得率は 43% であり、これが 2006 年の 63.7% にまで、40 年間で大きく成長したことがわかる。とくに、成長が顕著であったのは 89 年までで、それ以降の成長率は鈍化している。

2. 一人当たり平均回数

一人が 1 年におこなった平均バカンス回数は、4.2 回であり、短期は 3.3 回、長期は 2.4 回となる。ともにここ数年大きな変化は見られない。国民全体では、1 億 8,480 万回のバカンスとなる。

3. 1 回あたりの平均泊数

5.3 泊で、2001 年 5.6 泊より微減している。短期では、1.8 泊で、2001 年から継続して同率、長期では 9.6 泊で、2001 年 9.8 泊から僅かに減少。全体では 9 億 8,590 万泊となる。

4. 階層による格差

取得率 73.5% の内訳は表 1 のとおりで、職業と階層による格差が大きいことが明らかである。

表 1 職業別取得率

職業	取得率(%)	職業	取得率(%)
農業	72.8	従業員	74.6
商業主・家内工業主	67.3	工場労働者	67.3
企業幹部・自由業	91.7	学生	70.1
中間管理職	86.1	無職	68.4

5. 年齢による格差

表 2 のとおりである。

表 2 年齢別取得率

15～24 歳の取得率が低いのは、経済的理由と、勉学が理由と想定される。65 歳以上が低くなるのは、健康上の問題と思われる。

年齢層	取得率(%)
15～24 歳	69.5
25～34 歳	76.8
35～49 歳	78.7
50～64 歳	73.6
65 歳以上	66.9

6. 外国旅行比率

取得率 73.5% の内訳として、行く先がフランス本土(国内)が 69.6%、フランス海外県と外国が

22.2%である。平均回数 4.2 回の内訳は、国内が 4.0 回、海外県・外国が 1.4 回である。全体回数 1 億 8,480 万回のうち、海外は 2 千万回で、10.8%である。

海外比率の低さは、フランスのパカンスの特色で、欧州主要国と比較しても顕著である。理由としては、国内に豊かな観光資源がある（これはフランス人の主張であるが）、国が低所得層向けの施設整備や優遇策を講じていることなどが考えられるが、滞在休養型のパカンスの性格が大きな要因ではないかと思われる。

7. 目的地

表 3 のとおり、大都市および田舎が最大である。海が意外なことに 27.5%である。

表 3 休暇目的地比率

目的地	比率(%) (複数回答)
海	27.5
山	14.5
田舎	35.1
湖	4.2
都市	35.8
その他	3.1

8. 宿泊施設

非商業施設が滞在回数全体の 62.5%、ホテルなどの商業施設が 37.5%であり、非商業施設比率は、特に都市 (65.7%) と田舎 (74.9%) で高い。海岸では 45.9%、山では 42.9%である。非商業宿泊施設計 62.5%の内訳は、「家族の誰かの家」(42.1%)、「友人宅」(12.1%)、「別荘」(8.3%)である。ホテルは全体の 14.8%に過ぎない。宿泊日数では、非商業施設が 57.8%、商業施設が 42.2%である。とくに、短期滞在では、非商業施設が 69.9%と高い。ただし、ここ数年微増ではあるが、商業施設の比率が高くなる傾向が見られる。

9. パカンスでの活動内容

フランスのパカンスの特色はゆったりと何もしないで休養することと言われていたが、最近では、パカンス中にひとつ以上の活動をした比率は、2004 年で 76.6%、2005 年で 79.6%、2006 年で 80.1%と確実に増えている。もっとも活動的なパカンスがおこなわれるのは、海岸での滞在（海水浴、散策）と、山での滞在（ウィンタースポーツ、散策）中であり、大都市では観光が重要な位置を占める。すべての目的地での、活動内容のうち上位を占めるのは、散策 (31.7%)、観光 (19.9%)、海水浴 (13.9%) である。

III フランスと日本の休暇の現況比較

フランスのパカンスの統計数値を日本の現況と比較してみたい。両者の統計の項目や基準に多くの相違点があるので、ここでは、比較が可能な数値のみとりあげる。

日仏の統計の基本的姿勢で異なるのは、日本の統計が国内と海外に峻別されているのに対して、フランスでは、両者を併せて休暇・旅行としていることである。また、日本の統計は、とくに海外旅

行統計が未整備と言わざるを得ない。日本の国内観光については、昭和 39 年からこの分野での調査を発表している日本観光協会の「旅行の実態と志向」の統計を使用した。

1. 日仏休暇・旅行の現況比較

表 4 のとおりである。

表 4 日仏休暇・旅行の比較

旅行	比較項目	日本(04 統計)	フランス(06 統計)
国内旅行	宿泊旅行参加率	48.4%	69.6%
	1人あたり宿泊旅行平均回数	1.03 回	4.0 回
	1人1回当たり平均宿泊数	1.53 泊	5.0 泊
	1人年間平均宿泊数	1.58 泊	20 泊
海外旅行	延べ旅行者数(2006)	1,760 万人	2,000 万人
	対人口比率	13.8%	32.9%

- 出典：1. 社団法人日本観光協会 「観光の実態と志向」第 24 回 2007 年（調査対象は 0 歳以上）
 フランス政府観光局統計 2007 年、調査対象は 15 歳以上のフランス在住者、海外にはフランス海外県を含む
2. 人口は総務省統計局資料による（日本 127,800 千人、フランス 60,700 千人）

2. 年間休日数の国際比較

参考までに、主要国における休日日数比較は表 5 のとおりである。日本の週休日以外の祭日数が、その他の国に比較して際立って多いことが注目を引く。

表 5 年間休日日数国際比較

国	週休日	週休日以外の休日	年次有給休暇	年間休日数(計)
日本	104	15	8.5(04)	127.5
アメリカ	104	10	13.1(97)	127.1
イギリス	104	8	25.0(01)	137.0
ドイツ	104	8	31.2(96)	143.2
フランス	104	11	25.0(92)	140.0

出典:平成 18 年度厚生労働省労働統計要覧(年次有給休暇は、日本以外は付与日数、日本は取得日数)

出典：平成 18 年度厚生労働省労働統計要覧（年次有給休暇は、日本以外は付与日数、日本は取得日数）
 上記は、日本以外の国では、付与日数をすべて消化したとしているが、日本の年次有給休暇の付与日

数と取得日数の差は表6のとおりである。

表6 日本の年間休暇付与日数と消化日数

年	労働者1人平均付日数	労働者1人平均取得数	取得率(%)
2002年	18.1	8.8	48.4
2003年	18.2	8.8	48.1
2004年	18.0	8.5	47.4
2005年	18.0	8.4	46.6
2006年	17.9	8.4	47.1

出典：平成18年度厚生労働省労働統計要覧

出典：平成18年度厚生労働省労働統計要覧

3. 休暇中の活動内容

分類項目は異なるが参考までに、両国の統計での上位10は、表7、表8のようになる。

表7 フランス 休暇中の活動内容（2006年 複数回答）

散策	31.7%	自然景観鑑賞	10.1%
その他	25.6%	歴史建造物・遺跡見学	9.9%
何もしない	19.9%	市場・市・骨董市見学	8.8%
都市の観光	19.9%	美術・博物館・展示会見学	5.8%
水泳、海水浴	13.9%	遠足・徒歩旅行	4.6%

出典：フランス政府観光局統計2007年

出典：フランス政府観光局統計2007年

表8 日本 休暇中の活動内容（2004年 複数回答）

温泉浴	51.5%	テーマパーク	15.3%
自然の風景を見る	42.5%	ドライブ	11.5%
名所・旧跡を見る	27.5%	神仏詣	8.8%
特産品等飲食買い物	26.3%	季節の花見	7.9%
動・植物園見学	19.4%	都市の観光	4.6%

出典：社団法人日本観光協会「観光の実態と志向」平成18年

出典：社団法人日本観光協会「観光の実態と志向」平成18年

IV フランス人にとってのバカンスの意味

バカンス制度が、フランス人の生活習慣と、もっと広い意味で生き方の基本姿勢に大きな影響を与えたといわれる。フランス人にとって、バカンスとはなにか改めて考えてみたい。

1. 肉体の喜び

バカンスがもたらす喜びは、まず肉体が享受する喜びであると、ジャン・ヴィアール (Jean Viard) は指摘する¹⁵⁾。バカンスを過ごす場所は、多くの場合、都会ではなくて、田舎であり、豊かな自然環境のなかである。日々の労働に疲れた肉体が、自然の優しさに包まれて本来の健全な生きる喜びをとりもどす。ひとつの具体的なイメージとして、海岸の熱い砂の上に身を横たえる心地よさが挙げられる。「暖かいベッドの清潔なシーツにやさしく包まれたような居心地の良さ」。そこには、当然ながら夏の太陽の輝きがある。「我々は太陽の世紀に生きている。」その象徴はパラソルの陰の日焼けしたブロンズ色の肌である。「スポーツによって鍛えた強健で、黄金色の清潔で美しい肉体を尊ぶことが、バカンスである。」ヨーロッパの北に位置する国の住民たちが、健康のために太陽の光を求める気持ちは、我々の想像を超えている。バカンスはまず何よりも、「健全な肉体」が生きる喜びを再確認する機会である。

2. 日常生活のアンティテーゼとしてのバカンス

「バカンスは日常的な時間の流れを一時的に中断する人生のある特定の期間である。」
「バカンスに出かけることは毎日の生活から離脱することである。バカンスは、その他の余暇と異なり、空間と時間の移動をとまなう。」¹⁶⁾

これは一見、我々の観光についての認識と同様に思えるが、実は大きな差がある。フランス人にとってバカンスは日常生活の一部ではなくて、日常生活と対等以上の重要性を持つ。つまり、1年は普通の生活(11ヶ月)とバカンス(1ヶ月)の二者から構成される。通常の日常生活とは別の、もうひとつの人生がバカンスなのである。「バカンスと仕事は二者一緒に考えなければならない。バカンスの1ヶ月があってはじめて、11ヶ月の仕事の生活の意味がある¹⁷⁾」。だから、バカンスへの出発は、1年の残りの時間を通じて育んだ夢への旅立ちの瞬間なのである。ヴィアールは、これはフランス人だけの問題ではなく、現代人はこれまでの定住型から、複数の時間と空間で生きる方式に移行しているという説を展開している。バカンスもそのひとつの形であるとする。彼はこれを、平地の家畜を夏の間だけ山地で育てるという意味の移牧 (Transhumance) と名づけている¹⁸⁾。

3. 再生のためのバカンス

上記2点の指摘から、バカンスは肉体と精神の休息であり、再生であると看做することができるだろう。「フランス人は、バカンスの間は、通常の日常生活では余儀なくされているあらゆる規制や束縛から解放されることを願っている¹⁹⁾。」そうした自由な時間の中で人間性を取り戻して、ふたたび日常生活に戻っていく。夏の休暇の終わりは、同時に通常の生活の開始の時期である。9月は教育機関の新

学期であり、ある意味では1年の始まりなのである。

4. 出会いの場としてのバカンス

バカンスは、もうひとつ別の生活を生きることであるから、そこでの出会いや交流、社交の機会でもある。仕事を中心の通常の生活とは異なる、職業や身分に関係なく、自由な立場での人との触れ合いの場となる。最大のものは家族との触れ合いである。バカンスこそ家族関係の維持や修復のための最適な機会である。したがって、バカンスの目的地の選択も、家族の意向によって決まることが一番多い。夫婦、親子のバカンス地での様々な生態を描いた文学作品や映画が多いのも当然である。友人との交流もバカンスの大きなテーマである。そして、バカンスは毎年のように同じ場所に行くケースが多いので、ほかのバカンス客やその土地の人々との交流と社交の場でもある。フランス人が、子供の時代からはじまってバカンスで過ごす時間の長さを考えると、バカンスの時間が彼らにいかにも多くの出会いの機会をあたえているか、そして、青少年期の人格形成に及ぼす影響の大きさが理解できる。バカンス地でのひと夏の恋やロマンスというイメージも、今や、陳腐化しつつも、バカンスのひとつの側面を象徴するものだろう。

V フランスから何を学ぶか

日本でも、1960年代以降、旅行の普及と大衆化が過去に例を見ない速さで進み、64年には、それまで禁じられていた海外旅行も自由化され、歴史上稀に見る大旅行時代が出現したとされている。しかし、その中で、なお観光先進国との大きな差は旅行期間の短さである。国も企業も、これを認識しており、長期休暇定着のためにこれまでも多くの施策や努力を積み重ねてきたと理解されている。こうした現況を、ここまで述べたフランスのバカンスと比較することにより、日本での長期休暇の実現の可能性について考えてみたい。我々がフランスから学ぶことがあるのだろうか。

1. バカンスと日本の休暇旅行の違い

表面的に誰が見ても明らかな、休暇期間の長さという量的差の陰に、大きな質的な違いがあることを指摘したい。日本人が考える休暇旅行は、一般的に、物見遊山型であり、周遊型である。一方、フランスのバカンスは、ここまで見てきたように、1箇所滞在型が原則である。滞在型とは、そこで一定期間、普通の生活を送ることである、毎日、名所旧跡を駆け回るわけではないし、毎日レストランで食事をするでもない。家族単位で生活の場を一時期、他所に移すことである。つまり、バカンス、イコール、旅ではないのである。

無論、リゾート地などに滞在するフランス人が、バカンスの中で、時には、レンタカーを駆って、周辺の観光をする姿をいくらかでも見たことがある。しかしそれは、バカンスのほんの一部であり、バカンスの多くの時間は、ゆったりとした過ごし方に費やされる。地元の住民や、バカンス仲間との長期的な交流もおこなわれる。どういう施設に泊まるかによるが、先に見たように、非商業施設の比率が高く、バカンスにかかる経費も、日本型の短くて、内容の濃い行動型休暇より、低廉になるのは当

然である。

2. 継続した休暇

わが国の有給年次休暇（年休）の議論で常に争点となるのは、「継続した休暇期間」の長さである。日本の労働基準法では、「使用者は、6ヶ月間以上継続して、全労働日の8割以上勤務した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。」（第39条）と定めている。一方、事実上の国際水準規定でありながら日本がいまだに批准していないILO132号条約（1970）では、①1年につき最低3労働週の休暇、②最低2週間の労働週の連続休暇、③疾病、公休、慣習上の休日は有給休暇に含めてはならない、としている。実態としても、フランスの有給休暇が、その制度誕生以来、一定の期間をまとめてとる形であるのと対照的に、日本の有給休暇は、分散型が主流である。数日ずつ、あるいは1日単位で、休暇を取得する。半日単位での取得が可能な場合もある。ひとつの理由は、本来の趣旨とは異なり病気などの場合に、年次有給休暇を充てる習慣によるものというものは、誰もが承知している。疾病による休日を、年休とは異なる休日として扱う制度のある多くの国に比較して、日本では、制度面も完全ではなく、労働者の意識からしても、病欠申請をしないで、年次休暇の枠内で処理する方を選択する傾向があることは否定できない。

ここに、休暇に関する欧米型と日本の大きな基本思想の差がある。休暇期間の長短だけでなく、休暇を個人の生活や人生の中でどう位置づけるかという視点の大きな違いである。フランス人から見れば、議論にもならない細切れ休暇に関して、分散・細分しての休暇取得は、必ずしも否定的に見るべきでないとして、働く人にとっての便宜性を評価する議論がある。野田進が、「長期休暇の法的課題」²⁰の中で興味深い挿話を紹介している。昭和21年の労働基本法制定の過程で、審議会小委員会で、「継続した6労働日」とある原案に対して、委員の一人が「継続は実情に合わない」と発言し、現行のように、「継続し、又は分割して」となったというものである。「これに対して、労使双方から分割付与を問題視する声はなかった。」敗戦直後の法制定時の判断を今更あげつらうことも適切ではないかもしれないが、その後半世紀を経て、いまだになんらの法改正もないという事実は深刻な問題ではないだろうか。

3. 国や企業の長期休暇推進

日本が、これまで休暇問題に無関心であったということは正しくない。国は常に、長期休暇の必要性を唱え、具体的な施策も実施してきた。日本の祭日の多いことは、先に見たとおりであるし、最近では3連休制度も取り入れられた。大企業では、年休のほかに、様々な有給休暇を付与している。しかし、こうした細かな休暇の積み重ねでは思い切った改革はできないのではないかと。決定的な政策が欠けているのではないかと。小手先の政策はあっても、本当に長期休暇を進める意欲が国にあるのかという疑問がでてくる。確かに、長期休暇についての議論は多い。目についた限りでも、主管官庁の厚生労働省から多くの提案があるばかりでなく、経済産業省や国土交通省も、長期休暇の普及について発言している。例えば、経済産業省と国土交通省による報告書「休暇改革はコロンブスの卵」（2002）²¹では、現行の年次有給休暇が完全に取得された場合、11兆8千億円の経済波及効果と、148万人の雇用創出効果が期待できるとして、経済的側面から長期休暇の普及を勧めている。しかし、この報告書

の提言のなかでも、制度面で「休暇の連続取得を担保する制度的処置などの検討が求められる」と述べているに過ぎない。それでは、政治家はどう考えているかを見れば、民主党は度々、同様な議論を積み重ねて、「長期休暇制度創設法案」²²⁾を提言しているが、いまだ国レベルでの議論が始まっているようにも見えない。現在の政策から推測すれば、日本政府は、本音では、細切れ休暇の集積である現況をできる限り長く継続させたいと願っているのではないかとさえ思われる。当然、経済界の意向がその背後にあることが想定できる。

4. 日本人は休暇より仕事を優先する

よく言われるのは、日本人は休暇より仕事を優先するので、長期休暇は働いている人自体が好まないという説がある。これはほとんど神話化している。その根拠として挙げられるのは、先に述べた、権利として付与されている有給休暇の取得率の低さである。

また、「仕事と余暇のどちらを重視するか」という毎年行われている労働者の意識調査がある²³⁾。2004年で、①仕事よりも余暇の中に生きがいを求める10.9%、②仕事は要領よくかたづけて、できるだけ余暇を楽しむ25.2%、③仕事にも余暇にも同じくらい力を入れる30.5%、④余暇も時には楽しむが、仕事の方に力を注ぐ30.1%、⑤仕事に生きがいを求めて全力を傾ける2.7%、⑥無回答0.6%となっている。総括すれば、余暇重視派(①+②)が36.1%、両立派(③)が30.5%、仕事重視派(④+⑤)が32.8%となる。この比率はここ10年ほど大きな変化は見られない。これらの調査を根拠に、長期休暇が進まないのは、日本人の労働意欲の表れであり、仕事より休暇を好むフランス人とは異なるという極論まで登場して、本質的な議論がなかなか深化しないというのが現状である。それでは、休暇の長いフランスは、仕事を軽視しているかということ、そんな乱暴な議論はなりたない。フランスでは休暇を取ることと、仕事を重視することは、対立的な概念ではなく、相互補完的なものである。「自由な時間(余暇)は、仕事の時間の残り物ではない。余暇は労働の時間を補完するもので、しばしば、労働に対していい刺激を与える²⁴⁾。」

また少し古い別の日本の長期休暇に関する調査²⁵⁾によれば、休暇を取ること「にためらいを感じる労働者」は68.8%、「ためらいを感じる」23.4%と「ややためらいを感じる」45.2%であり、「ためらいを感じない」27.4%、「まったくためらいを感じない」5%と「あまりためらいを感じない」22.4%を大きく上回る。そして、ためらいを感じる理由のうちで多いのは、「みんなに迷惑がかかると感じる」(58.7%)、「後で多忙になる」(42.3%)、「職場の雰囲気で取得しづらい」(36.4%)、「上司がよい顔をしない」(15.7%)である。

こうした働く人の意識を、日本人固有の労働意欲の現われであり、労働者自身が長期休暇にそれほど熱心でないという解釈には疑問を抱かずにはいられない。国民性や民族性に、長期休暇の普及の遅れの理由を求めるのは正しいとは思えない。歴史を省みれば、お金と時間のゆとりが世界的に普遍化、平均化した現代においては、観光やレジャーへの基本的志向や姿勢は、民族や国の差を越えて、同一方向に収斂していることは明らかである。ゆとりのある豊かな生活を楽しみたいのは万人に共通した人間の基本的な欲望なのである。したがって、これは、労働者の意識ではなく、働く人をそう言わざるを得ない状況においている日本の企業や社会の文化の問題であり、その根底に日本の為政者や経営

者の姿勢が窺われるのではないか。上記の長期休暇に関する調査でも、年次有給休暇の取得を推進している企業は、「積極的」(7.9%)、「ある程度」(36.2%)であるが、「推進していない」企業(54.0%)が、推進派計44.1%を上回っている。推進をしない理由は、「労働者個人の問題であるので」(72.7%)が最も多い。国と同様に、企業も本気で、長期休暇推進を考えてはいないのである。

5. 日本人には長期休暇は合わない

もうひとつの通説は、日本人は長期休暇の過ごし方を知らないというものである。日本人には滞在型の休暇は合わない。1週間の滞在で、海辺のホテルにいても、日本人は毎日のように外に観光に出かけて、終日プールサイドで本を読んで、日光浴をしている欧米人のような休暇スタイルは日本人は不得手であると言う説である。確かに、現時点ではそうした実態を、個人的にも見聞した。しかし、これは、1週間しか滞在しない人と、2週間以上滞在する人との差ではないか。そしてなにより、これまで経験していないので、そうした習慣に慣れていないということではないだろうか。70年前にフランスで2週間の休暇が法制化した時点での、労働者の戸惑い、ある意味では反発があったことは述べた。日曜日のピクニックからはじまって、次第にバカンスが当然の生活習慣として定着するために、戦争の時期をはさんで少なくとも10年はかかっており、現在のフランスのバカンス制度の背景には70年の歴史の積み重ねがある。

反論のひとつの材料として、江戸時代の湯治の習慣について考えてみたい。(参照したのは神崎宣武の『江戸の旅文化』²⁶⁾)

湯治は、「聖地巡礼」とともに、病気療養という建前で許された旅である。とくに注目すべきは、武士階級だけでなく、農民が多く湯治をしていることである。当時の農村の生活は、農作期と休作期がはっきり二分されていた。農閑期を利用して農民はよく温泉にでかけた。湯治場は通常、都会でなく、山奥などにあり、当時の人々の移動手段は徒歩であった。従って一泊や二泊で帰る例はすくない。また、農民は湯治によって半年なり一年なりの働くエネルギーを蓄えるので、滞在の日数は相当長かった。「湯7日」、「湯10日」という言葉がある。有馬温泉では1週間の逗留を「一廻り」と呼んだ。通常は「三廻り」する客が多かった。逗留期間が長くて退屈するのではというのは現代の考え方で、当時は皆が楽しんでいたようである。温泉へはたいてい気のあったものが3~4人くらい組んででかけた。長逗留の宿では、ほとんどの場合、見知らぬ同士がひとつ部屋で寝泊りしたが、自然に親しくなり、湯船でも世間話に花を咲かせた。食事は、米、味噌などを持ち込んでの自炊で、質素であったが、にぎやかに楽しく過ごした。言うならば、日本型のリゾートライフであり、逗留客同士の交友は事のほか盛んだった。互いの部屋を訪ねて酒を飲んだり、誘い合って近くの山に登ったり、物見遊山をたのしんでいた。日本人が長い滞在が苦手だというのが信じられないくらいゆったりとしたバカンスを昔の日本人は楽しんでた。健康保持のための目的であること、自炊をして家にいるときと同じ生活パターンであること、逗留者同士の交流などは、フランスのバカンスに驚くほど近いという印象である。17世紀に遡る英国の温泉リゾートと比較しても、庶民や農民が湯治に出かけていたというのは、素晴らしいことである。しかし、なぜ、今の日本人がこうした休暇を楽しむことができなくなったのか、これはまた研究してみる価値があるテーマである。

最近、東南アジアのリゾート地で、滞在型の休暇を過ごす日本人も多くなった。日本で滞在型休暇が進まない原因のひとつは、日本に適切な施設がないからだという説もある。海外旅行で、1都市滞在型コースも、いまや珍しくない旅行パターンである。物見遊山型・周遊型とは異なる、1箇所滞在型の旅の良さも、フランス式バカンスから学ぶことのひとつではないだろうか。

6. 強制力のある制度の必要性

結論として、誤解を恐れずに言えば、今日本で必要なのは、長期休暇の法制化である。つまり強制的に、連続休暇（1週間とするか、先進国並みに2週間とするかの議論は別にして）を、企業と勤労者に強制する法律を定めることではないか。これこそ、フランスの歴史と体験から学ぶことではないか。これまでに国や企業は、表面的には長期休暇を推奨しているように見えるが、長期休暇が普及しないのは、労働者自身の意識が充分成熟していないことを言い訳にしているような気がしてならない。日本の企業文化のなかで、労働者が自ら長期休暇を取りはじめるのを待っているならば、どんなに時間をかけても、長期休暇制度が自然に熟成し、実現することは期待できない。1936年の法律がフランス人の生活と文化を大きく変えたことの意味するものは大きい。国として、踏み込んだ制度を作ることが唯一の解決策であろう。制度は、働く人に継続する休暇を取得させることを企業に義務付けるものでなくては意味がない。多くの識者が述べているように、「有給休暇を与えなければならない」ではなく、「有給休暇を取得させなければならない」のである。

議論はすでに尽くされたという印象である。今や、国が、そして、政治が決断するときではないか。過去の歴史のなかでも、社会制度ばかりでなく、経済活動においても国が主導的立場を取ることが多かった「社会主義的国家」フランスと現代の日本との差は大きいが、この分野に関しては、国が強い意志で取り組まなければ、現況は変わらない。滞在型のゆとりある休暇スタイルや長期休暇を退屈しないで楽しむ知恵は、休暇の長期化が実現すれば、自然に身につくものではないか。

おわりに

2006年は、バカンス制度誕生から70周年にあたり、フランスのテレビでは、36年夏に鉄道の駅に大挙して集まった群衆や、自転車で街道を走る労働者の映像などが放映された。今や、バカンス制度の創設は人民戦線の現代に残した唯一の遺産であると言われる。そして、「バカンスはフランス人にとって、いまや文化遺産である²⁷⁾」。

健康面からも精神的にもバカンスが、フランス人の生活を豊かにしていることは間違いない。バカンスこそ、フランス人がよく言う「生きる喜び」(Joie de vivre)を享受する瞬間である。バカンスの導入は、我々の文化を大きく変える可能性を秘めている。

ここでは、フランス以外の観光先進国の例まで調べることができなかったが、バカンス制度はフランスだけのものではなく、その他の国、とくにヨーロッパ主要国では、法制上の差異はあるにしても、実態として、フランスと同様、あるいはそれ以上の水準にあるものと理解している。

また、バカンスの経済的側面については、長期休暇が企業経営に与える影響および長期休暇普及に

よる経済効果などについて、すでに多くの議論があるが、多くの論調は、コストアップなどによる企業経営へのマイナス面ばかりでなく、バカンスのもたらすプラス面を強調している。(参考、小倉一哉『長期休暇が企業経営に与える影響』²⁸⁾)

夏の一時期に集中して民族大移動と言われたフランスのバカンスも、5週間休暇や週35時間労働制定以来、バカンスを何回かに分けて取る分散化が顕著となった。夏に集中していたバカンスが、ある時期からウィンタースポーツを楽しむ冬の休暇との組み合わせになり、休暇日数の増大とともに、「バカンスの回数は増え、期間は短くなる傾向」であると伝えられる。「50～60年代の工業化社会で、人々は同じ時間帯で働き、同じ時間帯で休息したが、週35時間制の下では、こうした共通した時間帯は変貌した。大時計に従う共通の時間が、個人の腕時計の時間になった。個人個人の生活パターンや仕事に応じて、バカンスの時間帯は多様化した²⁹⁾」。また、先進国としてはきわめて低い比率であった外国旅行が増え、滞在だけでなく休暇中の活動的な要素が強くなってきたとも言われている。日本の長期休暇が今後どのように進化するかはわからないが、少なくともこれまでよりフランス的な要素が強くなることは確かであろう。一定の時間を経て、両者が類似したもの近づくのか、あるいは、この差はなお長い年月続くものか、今後の進展が興味深い。

【注・参考文献】

- 1) 服部春彦・谷川稔『フランス近代史』ミネルヴァ書房 1994年 P222
- 2) Michel Margairaz “L’Avenir nous appartient !” Larousse 2006 P81
- 3) André Rauch “Vacances en France de 1830 à nos jours” Hachette 1996 P81
- 4) 山田登世子『リゾート世紀末』筑摩書房 1998年
- 5) “Vacances en France” P108
- 6) Roger Viollet “Les Congés Payés en photos” Hachette 2006 P6
- 7) “Vacances en France” P103
- 8) “Le Point” le 26 mai 2006
- 9) “L’avenir nous appartient !” P85
- 10) “Vacances en France” P100~ P 103
- 11) “Les Congés Payés en photos”
- 12) “Vacances en France” P118
- 13) 同上 P121
- 14) 山崎榮一『J N T O通信』2001年 12月
- 15) Jean Viard “Penser les vacances” édition de l’aube 2007 P176
- 16) “Vacances en France” P279
- 17) 同上 P178
- 18) “Penser les vacances” P181
- 19) “Vacances en France” P10

- 20) 労働政策研究・研修機構 日本労働研究雑誌 2005 年 7 月号
野田進 『長期休暇の法的問題（休暇利益の対立構造）』
- 21) コロンブスの卵 http://www.mlit.go.jp/kisha02/01/010607_2.html
- 22) 民主党 長期休暇制度創設法案 2002.7.26 http://www.dpj.or.jp/seisaku/koyou/BOX_K0069.html
- 23) (財)社会経済生産性本部 レジャー白書 2007 仕事と余暇のどちらを重視するか
- 24) “Penser les vacances” P5
- 25) 三和総合研究所 平成 12 年 長期休暇制度に関する調査研究
- 26) 神崎宣武 『江戸の旅文化』 岩波新書 2004 P179~ P 240
- 27) “Vacances en France” P7
- 28) 前述 日本労働研究雑誌 2005 年 7 月号 小倉一哉 『長期休暇が企業経営に与える影響』
- 29) “Vacances en France” P286

A study of French vacation system
What should we learn from France for the implementation
of long holiday in Japan ?

Yoshiya Iida

Abstract

The Japanese tourism has achieved a remarkable progress within 50 years after the 2nd World War . However, the length of our vacation is criticised to be short compared with the world's leading tourism developed countries. The purpose of this paper is to look into the birth, history and present situation of long vacation in France, considered as one of the most advanced holiday institutions in the world, in order to look for any effective suggestions for the improvement of Japanese holiday system.

1. Creation and transition of paid holiday in France

In 1936, Popular Front government formed by a coalition of left-wing parties, passed many laws aiming to improve labour conditions of working class. One of them was the law authorizing 2 weeks paid annual holiday to all workers. Since then, this vacation system has experienced several alterations and now French people enjoy 5 weeks paid annual leave.

2. Analysis of present French vacation

3. Comparison of French and Japanese vacation systems

4. Significance of vacances for French people

5. Conclusion

(1) French vacation consists in a long stay at one place, while, Japanese spend generally their short holiday in making excursion visiting sightseeing spots.

(2) Japan has no decree ruling minimum continuous holiday duration and employees take usually annual leave by piece of 1 day unit.

(3) The widespread view that Japanese give priority to works over vacation is unjustified. They are obliged to do so under the pressure of working conditions and traditional social culture.

(4) What Japan should learn from France is to establish a law regulating compulsory minimum continued holiday.